

出席議員（18名）

1 番	平 間 俊 博 君	2 番	山 本 由香里 君
3 番	吉 田 謙 治 君	4 番	大 橋 武 彦 君
5 番	平 間 康 弘 君	6 番	笠 松 均 君
7 番	吉 田 清 君	8 番	小田部 峰 之 君
9 番	安 藤 義 憲 君	10 番	平 間 幸 弘 君
11 番	桜 場 政 行 君	12 番	大 坂 三 男 君
13 番	佐々木 裕 子 君	14 番	高 橋 たい子 君
15 番	広 沢 真 君	16 番	白 内 恵美子 君
17 番	吉 田 和 夫 君	18 番	平 間 奈緒美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	石 森 靖 明 君
副 町 長	水 戸 英 義 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 正 人 君
総 務 課 長 併 選挙管理委員会書記長	藤 原 輝美幸 君
まちづくり政策課長	熊 谷 英 樹 君
財 政 課 長	大 山 薫 君
税 務 課 長	渡 辺 潤 君
町 民 環 境 課 長	犬 飼 美江子 君
健 康 推 進 課 長	小 林 威 仁 君
福 祉 課 長	三 浦 英 明 君
子 ども 家 庭 課 長	天 野 敬 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮武靖洋 君
商工観光課長	吉野真佳 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君
技術管理監	関隆行 君

教育委員会部局

教 育 長	古積裕一 君
教育総務課長	杉本龍司 君
スポーツ文化振興課長	畑山慎太郎 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議会事務局 長	鹿又博文
次 長	伊藤純子
副 参 事	大川原真一
主 事	加藤峻

議事日程（第6号）

令和8年9月8日（火曜日） 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第13号 令和7年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について
- 第 3 報告第14号 令和7年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について
- 第 4 報告第15号 令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について
- 第 5 報告第16号 放棄した債権の報告について
- 第 6 認定第 1号 令和7年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 2号 令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 3号 令和7年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 9 認定第 4 号 令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 5 号 令和7年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第11 認定第 6 号 令和7年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（平間奈緒美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平間奈緒美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番平間幸弘君、11番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 報告第13号 令和7年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

日程第3 報告第14号 令和7年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

日程第4 報告第15号 令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について

○議長（平間奈緒美君） 日程第2、報告第13号令和7年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、日程第3、報告第14号令和7年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について、日程第4、報告第15号令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について、以上3件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） ただいま一括議題となりました報告第13号令和7年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、報告第14号令和7年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について及び報告第15号令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についての報告理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政健全度をはかる指標として位置づけられているものであります。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率、水道事業及び下水道事業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（平間奈緒美君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは、報告第13号令和7年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率につきまして、9月会議報告書及び監査委員の審査意見書により説明をいたします。

初めに、報告書7ページをお開きください。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標となります。

実質赤字比率ですが、一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、黒字、赤字の判断をする指標となります。令和7年度決算におきましては、実質収支が黒字ですので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、町の全会計を対象とした実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、令和7年度決算でも全会計の実質収支は黒字であり、資金不足の状態にありませんので、連結実質赤字比率もございません。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する公債費や準公債費の標準財政規模に占める割合です。準公債費とは、公債費と同じ性質を持つ債務負担行為をはじめ、公営企業や一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する一般会計からの補助金や負担金などのことです。つまり、一般会計における標準的な収入金額のうち、借入金の返済に充てた金額の割合を示す指標で、過去3か年度の平均で算出します。

令和7年度の比率は7.9%となりました。令和6年度の比率が6.7%でしたので、1.2ポイント上昇しました。

この要因となった公債費は、一般会計において、小中学校施設大規模改造事業の財源とした令和2年度、令和3年度借入れの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、庁舎耐震改修事業の財源とした緊急防災・減災事業債などに対する元金償還金が増加したことによるものです。

また、準公債費についても、下水道事業会計の地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金や、柴田町総合体育館整備事業に係る債務負担行為に基づく支出額が増加しており、実質

公債費比率が上昇した要因となりました。

次の将来負担比率ですが、この比率は町の全部の会計や一部事務組合等における地方債等の残高をはじめ、債務負担行為による支出予定額など、将来負担すべき実質的な負債の額が標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したものです。

令和7年度の比率は40.1%となりました。令和6年度の比率が54.4%でしたので、14.3ポイント低下しました。

その主な要因ですが、令和6年度決算に比べ、地方債現在高が減ったことにより、将来的に負担すべき額は約6億4,500万円減少しました。

一方で、地方公務員の給与改定費や自治体施設管理費の物価高対応などに伴い、令和7年度の普通交付税が増えたことにより、標準財政規模が約3億400万円増大し、将来負担比率を低下させたものです。

実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を表す標準財政規模に対する地方債の返済の割合や、将来的に負担すべき実質的な負債総額の割合を表す指標は、柴田町の財政状況は健全であることを示しております。

次に、監査委員の審査意見書により説明いたします。

審査意見書の59ページをお開きください。

令和7年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見が記載されております。

2、審査の結果、（1）総合意見として、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとの意見が付され、（2）個別意見では、それぞれの比率が早期健全化基準を下回っていることを確認されております。

次の60ページをお開きください。

（3）是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見が付されております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、報告第14号令和7年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

報告書9ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告するものです。

水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額8,903万7,135円よりも、現金、預金等の流動資産19億5,218万2,242円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

以上でございます。

引き続き、報告第15号令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

報告書11ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告するものです。

下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額2,920万9,133円よりも、現金、預金等の流動資産6億8,819万3,589円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑に当たっては、案件を示して行ってください。質疑ありませんか。5番平間康弘君。

○5番（平間康弘君） 5番平間康弘です。

まず、報告第13号の将来負担比率の件なのですが、これはあくまで計算で割ったものなのですが、数字として、将来負担額と標準財政規模の金額を教えてください。

○議長（平間奈緒美君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） 将来負担額のほうの金額でよろしいですかね。（「はい」の声あり）そうしますと、将来負担額は239億7,573万8,000円になります。

標準財政規模ですけれども、89億8,065万円になります。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第13号令和7年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第15号令和7年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についてまでの報告を終結いたします。

日程第5 報告第16号 放棄した債権の報告について

○議長（平間奈緒美君） 日程第5、報告第16号放棄した債権の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） ただいま議題となりました報告第16号放棄した債権の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、柴田町債権管理条例第10条第1項の規定により町の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（平間奈緒美君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大山 薫君） それでは、報告第16号放棄した債権の報告について説明をいたします。

初めに、報告書の13ページをお開きください。

令和7年度におきまして、町が持つ債権について担当課職員が徴収努力を重ねてまいりましたが、時効期間の満了等に伴い債権を放棄することになりました。

柴田町債権管理条例第10条第2項の規定により議会へ報告するものです。

規則の第9条におきまして、議会へ報告する時期につきましては、債権の放棄を行った年度に係る決算を議会の認定に付する会議において行うと規定されていることから、今回の会議におきまして、令和7年度に放棄した債権について報告するものです。

報告書の15ページをお開きください。

放棄した債権について、一覧表にまとめました。左の欄から、債権の名称及び担当課名、放棄事由、人数、件数、放棄した金額及び放棄した年月日を記載しました。

放棄事由については、一覧表の下に第1号から第5号までの概要を記載してございますのでご参照願います。

また、件数については、各債権の納付すべき期別ごとに数えております。例えば、4月分から9月分までの6か月分の債権を放棄した場合は6件となります。

放棄した債権の内訳についてです。

一覧表をご覧ください。

一番上、行政財産使用料ですが、これは町有地を駐車場用地として使用を許可していたものです。1人分で4件、5万8,320円です。児童館使用料ですが、これは平成25年度まで実施していた幼児型児童館の使用料となります。4人分で16件、10万1,800円です。学校給食費は10人分、50件、32万7,532円、水道料金は57人分、222件、85万1,721円です。

合計では72人分、292件、放棄した債権の金額は133万9,373円となりました。

放棄事由で最も多いものは第5号、消滅時効に係る時効期間の満了によるもので、時効期間は5年です。292件のうち8割以上を占めています。

また、放棄事由の第3号は、債務者が無資力等で資力の回復が困難であることですが、実際に各担当職員が債務者への聞き取りを行うとともに、債権管理条例により税務課などに債務者の状況について照会した上で判断しております。

なお、放棄年月日は全て令和8年3月31日です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号放棄した債権の報告について終結いたします。

日程第 6 認定第1号 令和7年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第2号 令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 8 認定第3号 令和7年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 9 認定第4号 令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第10 認定第5号 令和7年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及
び決算の認定について

日程第11 認定第6号 令和7年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分

及び決算の認定について

○議長（平間奈緒美君） 日程第6、認定第1号令和7年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号令和7年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第3号令和7年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第4号令和7年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第5号令和7年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、日程第11、認定第6号令和7年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上6件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までの令和7年度柴田町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された令和7年度柴田町一般会計決算、各特別会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について、監査委員の審査に付し、その結果、「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めた。また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認した」との審査意見を受けましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を賜りたく、お願い申し上げます。

令和7年度決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

令和7年度は、不安定な国際情勢などの影響により円安が進んだことに加え、原材料やエネルギー等の価格高騰が私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。

さらに、人手不足を背景とした人材の確保や流出防止、政府主導による賃金の引上げにより、業務委託等における労務単価が近年まれに見る上昇を続け、行政運営においても物価高騰への対応に追われた1年でした。

さて、令和7年度の決算の状況ですが、歳入においては、ふるさと柴田応援寄附金が好調であったことや、町民税を中心とした町税及び地方交付税などの増により、歳入決算額は前年度比6.8%増となる165億8,660万8,628円となりました。

歳出においては、船岡城址公園周辺ににぎわいを創出することを目的とした都市構造再編集中支援事業及び新しい地方経済・生活環境創生交付金事業のほか、槻木保育所エリアの再整備に着手するなど、子育て環境の充実に向け取り組んでまいりました。

また、近年頻発する豪雨による内水被害への対策を実施したほか、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世代や団体、事業所などに対する給付金、町民に対する食料品券の配布など、安全・安心な暮らしの実現に向け予算を執行した結果、歳出決算額は前年度比6.8%増となる160億8,174万5,386円となりました。

歳入歳出の差引き額で表す形式収支は5億486万3,242円、令和8年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は3億6,735万442円となります。

このような決算状況の中、財政運営においては、物価高騰による施設の維持管理費や公務員の成り手不足に対応した人事院勧告に基づく給与改定による人件費が伸びたことや、障がい福祉サービス給付費といった社会保障経費などの経常経費が増加しました。これらの影響により、経常収支比率が96.4%となるなど、これまで以上に限られた財源を有効的に活用しなければならない状況となっています。

一方で、一般会計における町債残高は約143億8,500万円と、前年度末からさらに約5億1,000万円減少したことにより、将来負担比率などの財政指標は健全性を保つことができました。

今後におきましても、長期金利が上昇し、公債費負担の増加が見込まれるところではありますが、町民の暮らしを守りつつ、都市構造再編集中支援事業などの大型プロジェクトを着実に推進し、人口減少や少子高齢化社会にあっても、本町の持続的発展につなげるため、有効かつ堅実な財政運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

令和7年度の保険給付費は前年度比0.6%減の28億5,732万2,000円となりました。

保健事業としては、生活習慣病の重症化予防のために40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査、特定保健指導の実施や、医療費の適正化を図るため、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知を送付しました。

また、糖尿病性腎症重症化予防事業や健診異常値放置者受診奨励事業なども継続して実施しました。

保険税については、納税意識の啓発を推進し、収納率の向上に努めるとともに、未納世帯に対する納税相談、催告書発送などの諸対策を実施しながら収入の確保に努めました。

その結果、剰余金については3,073万7,153円を計上することができました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

令和7年度の保険給付費は前年度比2.1%増の26億6,004万2,000円となりました。

増加した主な給付費は、地域密着型サービス給付費及び施設介護サービス給付費になります。

地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、介護予防事業、家族支援事業などを実施するとともに、高齢者の包括的支援を行いました。

なお、介護保険給付費適正化のためケアプラン点検等を実施しました。

また、保険料の徴収についても、督促及び納付催告による徴収対策を行いました。

その結果、剰余金については2億6,145万2,537円を計上することができました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療事業は、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者資格の認定、保険料の賦課決定などを行いました。

また、後期高齢者医療保険料については、制度の周知を図るとともに、保険料の未納者に対して督促及び催告書の発送、納付相談などを行い、保険料の徴収強化に努めました。

その結果、剰余金については974万1,912円を計上することができました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

施設整備面においては、配水管整備事業として2,065.9メートルの配水管整備に加え、施設整備事業として、船迫配水場次亜塩素注入施設改修工事、山田沢配水地流量計改修工事などの工事を行いました。

昭和50年代に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、今後も長期的な計画に基づき、施設整備や企業経営の健全化に努めてまいります。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

污水管渠等整備事業については、未復旧整備地区である船岡字新田、下名生字剣水地区などにおいて污水管整備に取り組み、その結果、新たに延長540.3メートル、面積3.5ヘクタールの区域で公共下水道の供用を開始しました。

また、西船迫地区では延長113.8メートルの管渠の入替えやマンホール蓋の改築を実施し、施設の長寿命化を図りました。

令和7年度末での下水道処理人口普及率は、行政人口3万5,826人に対し、処理区域人口3万55人で83.89%となりました。整備済み面積は781.4ヘクタールとなり、整備率は全体計画区域面積1,076.4ヘクタールに対し72.59%となっています。

雨水管渠等整備事業については、鷺沼排水区雨水幹線整備を大河原町と共同施工により行っています。

今後も公営企業として健全な経営に努めるとともに、長期的な計画に基づき、計画的かつ効率的な下水道整備を進めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、事務事業の具体的内容などにつきましては、各会計決算書及び主要な施策の成果と予算の執行実績報告書を参照願います。

また、決算の総括概要につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明しますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定を賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。国民健康保険事業特別会計について、「健診異常値放置者受診勧奨事業」を「奨励事業」と読んでしまったようでございます。正しくは「勧奨事業」でございました。訂正をいたします。

○議長（平間奈緒美君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。

会計管理者の登壇を許します。

〔会計管理者 登壇〕

○会計管理者（佐藤正人君） ただいま町長が提案理由で述べました認定第1号から認定第4号までの一般会計及び各特別会計の決算について、会計管理者としての総括的な概要をご説明いたします。

配付しています令和7年度の決算書は、地方自治法第235条の5の規定により、令和8年5月31日をもって出納を閉鎖し、各会計の予算執行における収支金額について、慎重かつ正確に決算調製を行いました。

7月13日に町長へ提出し、その後、町長から監査委員に審査を依頼し、審査後の8月21日に監査委員から町長に審査意見書が提出されました。

それでは、令和7年度歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

お手元の認定第1号から4号までの関係資料1ページをご覧ください。

令和7年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表です。

初めに、一般会計です。

予算現額は172億1,662万7,000円となり、前年度に比べ16億2,512万9,320円、10.42%の増となりました。

次に、歳入決算額は165億8,660万8,628円で、前年度に比べ10億6,231万2,954円、6.84%の増、また歳出決算額は160億8,174万5,386円で、前年度に比べ10億2,061万1,510円、6.78%の

増となり、歳入歳出差引き残額は5億486万3,242円で、前年度に比べ4,170万1,444円、9.00%の増となりました。

下段の表、令和7年度一般会計決算収支の状況をご覧ください。

予算現額から歳入歳出差引き残額までは、ただいまご説明したとおりです。

次の、翌年度へ繰り越すべき財源の1億3,751万2,800円は、令和7年度の一般会計繰越明許費等事業に対する財源となります。

次に、財政運営の状況を判断する上で重要となる実質収支額は、歳入歳出差引き残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたもので、3億6,735万442円の黒字となりました。この額が令和7年度決算における歳計剰余金となります。

なお、上段の表、歳入歳出決算総括表の備考欄に記載のとおり、歳計剰余金のうち2億円については、財政調整基金条例に基づき、翌年度に繰り越すことなく直接基金に積立てを行い、残りの1億6,735万442円が令和8年度への繰越金となります。

下段の表に戻り、単年度収支額の5,418万3,356円の減は、令和7年度の実質収支額から令和6年度の実質収支額を差し引いたもので、当該年度のみ収入と支出の差額を表しています。

次に、実質単年度収支額は、単年度収支額に財政調整基金積立額と地方債繰上償還金を加え、さらに財政調整基金取崩し額を差し引いたもので、3億3,401万1,378円の減となりました。

なお、令和7年度の財政調整基金積立額の合計は2億5,787万5,978円でしたが、うち2億5,000万円は令和6年度に生じた剰余金の中から直接積立てを行ったもので、令和7年度の歳出として措置されたものではないことから、財政調整基金積立額からは除外しています。

続いて、上段の表に戻り、各種特別会計についてご説明いたします。

初めに、国民健康保険事業特別会計です。

歳入決算額は38億4,926万5,081円で、前年度に比べ896万1,540円、0.23%の減となり、歳出決算額は38億1,852万7,928円で、前年度に比べ3,329万6,358円、0.86%の減となりました。

歳入歳出差引き残額は3,073万7,153円で、剰余金として令和8年度への繰越しとなります。

次に、介護保険特別会計です。

歳入決算額は33億5,522万4,824円で、前年度に比べ440万4,497円、0.1%の増となり、歳出決算額は30億9,377万2,287円で、前年度に比べ2,774万5,624円、0.90%の増となりました。

歳入歳出差引き残額は2億6,145万2,537円で、剰余金として令和8年度への繰越しとなります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額は5億8,561万7,773円で、前年度に比べ3,633万2,564円、6.61%の増となり、歳出決算額は5億7,587万5,861円で、前年度に比べ3,109万3,444円、5.71%の増となりました。

歳入歳出差引き残額は974万1,912円で、剰余金として令和8年度への繰越しとなります。

以上、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入では243億7,671万6,306円、歳出では235億6,992万1,462円となりました。

なお、備考欄に記載のとおり、全ての会計において剰余金が生じていて、剰余金の総額は6億6,928万2,044円で、財政調整基金に繰り入れた2億円を除いた4億6,928万2,044円が令和8年度への繰越しとなるものです。

次に、関係資料2ページの令和7年度柴田町一般会計歳入・歳出款別内訳書をご覧ください。

款ごとの歳入歳出決算額は表のとおりで、予算額に対する収支決算額の割合、決算額構成比、決算額対前年度比を表しています。

表の左側、歳入の欄をご覧ください。

決算額構成比で全体の29.19%を占める1款の町税については、個人町民税が令和6年度で終了した定額減税の影響により増額となったことなどから、決算額対前年度比では7.76%の増となりました。

次に、構成比で21.54%を占める12款の地方交付税は、令和7年度人事院勧告による人件費の増に備えた給与改善費の措置などによる普通交付税の増額により、前年度比で6.69%の増となりました。

また、構成比で16.07%を占める16款の国庫支出金は、児童手当の拡充に伴う児童手当負担金の増や物価高対応子育て応援手当補助金及び新しい地方経済・生活環境創生交付金などの影響により、前年度比で4.18%の増となっています。

表の右側、歳出の欄をご覧ください。

決算額構成比で全体の17.23%を占める2款の総務費については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費などは減額となりましたが、ふるさと柴田応援寄附金の増に伴う事業費の増額や標準化システムへの対応等により、決算額対前年度比で0.22%の増となりました。

次に、構成比で32.52%を占める3款の民生費は、児童手当の拡充による支給総額の増や、物価高対応子育て応援手当支給事業などにより、前年度比で2.30%の増となりました。

また、構成比で11.37%を占める8款の土木費の前年度比62.56%の増については、町道船岡西7号線ほか整備工事、みんなの広場整備工事が本格化したことや、新図書館整備事業及び船岡城址公園スロープカー整備工事の設計が完了し、工事に着手したことによるものです。

最後に、構成比で11.98%を占める10款の教育費は、槻木体育館解体工事などにより、前年度比で1.00%の増となりました。

続いて、関係資料3ページの令和7年度各種基金積立状況をご覧ください。

町が保有する各種基金の運用に当たっては、金融機関の動向などを見据え、安全で確実な運用に努めています。

主な基金の状況ですが、財政調整基金については、積立額が2億5,787万5,978円、取崩し額が2億8,770万4,000円で、年度末残高は15億1,983万999円となりました。

また、町債等管理基金については2,964万4,369円の積み増しを行い、年度末残高は4億8,124万2,854円となりました。

基金全体では、積立額が7億6,981万6,515円、取崩し額が7億5,296万5,800円で、年度末残高は50億9,683万2,057円となっています。

次に、関係資料4ページの一般会計決算収支額状況調については、令和7年度と過去11年間の収支状況の推移を掲載していますので、ご参照ください。

以上、令和7年度柴田町一般会計及び各特別会計の決算についての概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、主要な施策の成果と予算執行の実績報告及び決算事項別明細書等をご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げ、令和7年度の決算概要説明といたします。

すみません、3ページの中段よりちょっと下の、介護保険特別会計の歳入決算額を読んでいるときに、「前年度に比べ440万4,497円、0.1%の増」と読むところを、「0.1%」と読んだようでございます。「0.1%」の増でございます。よろしくお願いいたします。申し訳ございません。「0.1%」の増と。（「0.13」の声あり）すみません、「0.1%の増」と読むところを、「0.1%」と読んでしまったようでございます。「0.13%の増」ということに訂正させていただきます。

○議長（平間奈緒美君） 次に、水道事業企業出納員及び下水道事業企業出納員の決算概要説明を求めます。

企業出納員の登壇を許します。

〔水道事業企業出納員・下水道事業企業出納員 登壇〕

○水道事業企業出納員・下水道事業企業出納員（平間一行君） 認定第5号令和7年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

水道事業会計は、出納閉鎖日が令和8年3月31日となっておりますので、この時点で収入及

び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和8年5月29日、町長から監査委員への審査に付していただきました。その後、8月21日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、お手元の認定第5号関係資料をご覧ください。

初めに、令和7年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金13億5,876万1,213円のうち、今年度以降の建設改良費等の財源としまして、1億円を減債積立金に、1億円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものです。

次に、令和7年度柴田町水道事業会計決算額調を基に、概要についてご説明申し上げます。

この表は、予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

水道事業の収益的収支については、収入が決算額12億5,284万6,066円で、その内訳が、水道料金が93.78%を占め、その他は加入金、下水道負担金、長期前受金戻入が主な収入となっております。

これに対し、支出決算額は9億9,274万31円で、その主なものは仙南・仙塩広域水道への受水費が42.71%を占め、その他の主なものは減価償却費、企業債利息となっております。

その結果、差引き残額が2億6,010万6,035円となり、この金額から消費税等に係る資本的支出調整額等を差し引いた金額2億2,461万5,977円が純利益となります。

また、資本的収支は、収入決算額が7,000万円で、全て企業債収入であり、これに対し支出決算額は5億5,631万457円で、建設改良費、企業債償還金の支出となっております。

差引き残額は4億8,631万457円の不足となり、この不足額については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては令和7年度水道事業会計決算書を参照の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第6号令和7年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について概要をご説明申し上げます。

下水道事業会計は水道事業会計と同様に、出納閉鎖日が令和8年3月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、

令和8年5月29日、町長から監査委員への審査に付していただきました。その後、8月21日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、お手元の認定第6号関係資料をご覧ください。

初めに、令和7年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金3億3,840万1,675円のうち、今年度以降の建設改良費の財源としまして1億6,092万3,008円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものです。

次に、令和7年度柴田町下水道事業会計決算額調を基に、概要についてご説明申し上げます。

この表は、予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

下水道事業の収益的収支は、収入決算額が13億1,573万1,078円で、その内訳は、下水道使用料が47.44%を占め、その他は他会計補助金、長期前受金戻入が主な収入となっております。

これに対し、支出決算額は11億3,483万4,537円で、その主なものは減価償却費が66.11%を占め、その他の主なものは流域下水道維持管理負担金、企業債利息となっております。

その結果、差引き残額が1億8,089万6,541円となり、この金額から消費税等に係る資本的収支調整額を差し引いた金額1億6,092万3,008円が純利益となります。

また、資本的収支は、収入決算額が5億7,489万9,207円で、企業債、補助金が主な収入となっており、これに対し支出決算額は10億891万9,966円で、建設改良費、企業債償還金となっております。

差引き残額は4億3,402万759円の不足となり、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては令和7年度下水道事業会計決算書を参照の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平間奈緒美君） 続いて、監査委員より審査報告を求めます。

関場代表監査委員の登壇を許します。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（関場孝夫君） 令和7年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況等についての審査結果を申し上げます。

お手元の審査意見書 1 ページをご覧ください。

先般、町長から地方自治法第233条第 2 項及び第241条第 5 項並びに地方公営企業法第30条第 2 項の規定に基づき、審査意見書に記載の令和 7 年度柴田町一般会計歳入歳出決算書等が審査に付されました。

一般会計はじめ各種会計の決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類並びに水道及び下水道事業会計決算書、証書類、各種報告書、各種明細書等について、慎重かつ詳細に審査を行いました。

その過程において、必要に応じて関係者から資料の提出と説明を求め、実態の把握に努めながら、確実に期して審査を実施いたしました。

令和 7 年度一般会計及び各種会計並びに水道・下水道事業会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していること、また関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ計数的に正確であることを確認いたしました。

なお、今後の行財政の運営に当たっては、決算審査と年間を通じて実施している例月出納検査及び各種監査の結果を踏まえていただくとともに、次の事項について留意していただきたい旨、意見を付して町長に審査意見書を提出いたしました。

意見書に付した意見を述べさせていただきます。

令和 7 年度の行財政運営は、ふるさと柴田応援基金、国県補助金、交付金等の有効活用を図り、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、都市構造再編集集中支援事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業、町道四日市場 1 号線ほか 2 路線道路改良事業等の各種事業に積極的に取り組まれました。

令和 7 年度一般会計の予算総額は172億1,662万7,000円となり、決算では、歳入総額が165億8,660万8,000円で、前年度比10億6,231万2,000円、6.8%増、歳出総額が160億8,174万5,000円で、前年度比10億2,061万1,000円、6.8%の増となりました。

歳入増の要因は、対前年度比で町債152.4%、寄附金22.0%、町税7.8%、地方交付税6.7%伸びたものです。

歳出増の要因は、対前年度比で普通建設事業費46.8%、人件費6.6%、補助費等6.1%の増額によるものでした。

収入未済額は、一般会計で 1 億8,445万9,000円、特別会計で 1 億3,490万6,000円を計上しています。負担の公平性を図り、健全な財政運営を行うためには、収納率の向上が重要であり、引き続き徴収対策の強化を推進し、自主財源の確保に努められたい。

地方公共団体の財政健全度ををはかる4つの指標は、いずれも早期健全化の基準値を下回っているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は上昇し、硬直的な財政状況が続いています。

今後も、人件費や資材費等の高騰、医療や介護、福祉等の社会保障費の増加が見込まれ、厳しい財政運営が強いられることから、事業の選択及び適正な事業規模を精査し、さらなる行財政改革を進めていただきたいと思います。

続いて、令和7年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

審査意見書59ページをご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、提出された書類を審査いたしました。

先ほど町長への報告にありましたとおり、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国が定める基準を下回っており、是正改善を要する事項はないものと判断し、審査意見書59ページから60ページに記載のとおりの内容で審査意見書を提出いたしました。

以上をもって令和7年度各種会計の決算等に関する審査結果のご報告といたします。

○議長（平間奈緒美君） ただいまから休憩いたします。

10時50分再開いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。

案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。

総括質疑は、議会運営基準により質疑の回数を1回といたします。

それでは、総括質疑を行います。質疑ありませんか。10番平間幸弘君、質問席において発言を許します。

〔10番 平間幸弘君 登壇〕

○10番（平間幸弘君） 10番平間幸弘です。

令和7年度決算について総括質疑をさせていただきます。

令和7年度決算審査意見書によれば、本町の財政運営は一定の健全性を保ちながらも、経常収支比率の上昇による財政の硬直化、収入未済額の増加、基金取崩しの拡大、単年度収支の悪化など、今後の財政運営において看過できない課題が明確に示されています。

そこで、以下の点について総括的に質疑いたします。

1、財政の硬直化と経常収支比率の上昇は。

経常収支比率は96.4%と、全国平均約90%を大きく上回り、財政の弾力性が低下しております。人件費、扶助費、公債費など義務的経費の増加が背景にありますが、特に職員給与は前年度比5.2%増、1億456万円、下水道事業会計の給与は43.1%増と突出しています。さらに、公債費は町債残高143億8,543万円と依然高水準であります。

これらの状況を踏まえ、町長は本町の財政構造の硬直化をどのように分析しておられるのか。また、その改善に向けた具体的な取組について伺います。

2、単年度収支の悪化と基金取崩しの増加は。

令和7年度の実質単年度収支は3億3,401万円の大幅な赤字となり、基金取崩し額も2億8,770万円と前年度比で増加しています。財政調整基金は2,983万円、国保財政調整基金は1億4,097万円が減少しています。

そこで、単年度収支悪化の主因を町長自身はどのように分析していますか。

また、基金依存の財政運営からの転換をどのように進めていくお考えなのか伺います。

3、歳入増と歳出増の構造的要因は。

歳入は前年度比6.8%増加していますが、その内訳は、町債152.4%増、寄附金22%増、地方交付税6.7%増など、依存財源の増が中心です。

一方、歳出増は、普通建設事業費46.8%増、人件費6.6%増、補助費等6.1%増と、構造的な増加が目立ちます。

これらを踏まえ、歳入増と歳出増の構造的関係をどう分析し、持続可能な財政構造への転換に向けた考えについて伺います。

4、収入未済額の増加と収納率向上は。

収入未済額は総会計で3億1,937万円、3.3%増、一般会計では1億8,446万円、8.1%増加しています。

監査委員からも収納率向上が重要と指摘されています。

そこで、収納率向上に向けた具体的な取組、実施体制及び目標値について伺います。

5、町債残高の高止まりと将来負担の見通しは。

町債残高は143億8,543万円と高水準で、地方債現在高比率は160.2%に達しています。普通債は増加しており、建設事業の増加が背景にあります。人口減少が進む中で、将来負担が懸念されます。

そこで、町債発行の妥当性評価、将来負担の見通しと事業規模の適正化に対する考えについて伺います。

6、基金の増減と財政戦略の整合性は。

基金総額は僅かに増加したものの、複数の基金が減少しています。一方で、ふるさと柴田応援基金や介護給付費準備基金は増加しています。

そこで、基金の増減が町の財政戦略と整合しているのか、基金の役割についてどのように整理していくお考えなのか伺います。

7、令和7年度決算を踏まえた財政認識と今後の行財政管理への反映は。

令和7年度決算の執行結果及び監査意見書を踏まえ、町長は本町の財務状況における最大の課題をどこにあると認識されていますか。

また、今決算で明らかとなった予算執行上の課題や事業の評価を、今後の行財政運営における事業の選択、集中や、財政健全化に向けた管理プロセスへどのように反映させていくお考えか、総括的な見解を伺います。

以上です。

○議長（平間奈緒美君） 10番平間幸弘君の総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（石森靖明君） 平間幸弘議員より総括質疑、7点いただきましたので、随時お答え申し上げます。

1点目、財政の硬直化と経常収支比率の上昇についてお答えいたします。

令和7年度の経常収支比率が96.4%となっているのは、人件費や扶助費及び公債費などの義務的経費並びにみやぎ県南中核病院企業団に対する負担金など、本町の意味だけではコントロールできない費用などが増えていることが主な要因です。

人事院勧告による大幅な給与改定や扶助費の増加は全国的な傾向であること、また公債費は学校教育環境の改善など必要な整備を行ってきたことから、経常収支比率の上昇はやむを得ないことであると分析しております。

経常経費は行政サービスを提供する上で、支出する原因がある限り、安易に削減できない経

費であり、これを改善するためには、歳出においては、支出する原因の縮小や削減、歳入においては、経常的一般財源の収入の増加のほかに、経常経費に充当する使用料や手数料を適宜見直していく必要があると考えます。

2 点目、単年度収支の悪化と基金取崩しの増加についてお答えいたします。

実質単年度収支は、財政調整基金への積立てなどを実質的な黒字要素、財政調整基金の取崩し額を実質的な赤字要素として取り扱い、単年度収支から差し引いたものです。

実質単年度収支が大幅な赤字になった要因は、実質収支額が前年度より減額となったこと、令和 3 年度決算から、地方自治法第233条の 2 のただし書の規定により、予算にはよらずに財政調整基金に積立てを行っていることが要因であると分析しております。

なお、財政上において、単年度収支、実質単年度収支が赤字となったとしても、実質収支が黒字であれば問題はありません。

基金依存の財政運営からの転換についてですが、基金は特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額を運用するものであり、一般会計、特別会計にかかわらず同様であります。

事業に取り組まなければ歳出は抑制され、基金を積み立てることはできます。しかし、それでは町民から負託された町長として、町政を前に進めることはできません。財政調整基金をはじめ、基金を取り崩すということは、目的達成のために積極的に予算を執行した結果であることをご理解願います。

引き続き、安定的で持続可能な財政運営に努め、政策を実現していきたいと考えております。

3 点目、歳入増と歳出増の構造的要因についてお答えいたします。

令和 7 年度決算において、普通建設事業費が増加した要因は、都市構造再編集中支援事業や新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第 2 世代交付金事業など、本町においてインフラ整備を積極的に実施した成果であると分析しております。

一方、人件費及び補助費等の増加については、人件費は 1 点目でも答弁申し上げましたが、人事院勧告による大幅な給与改定、補助費は、国の物価高、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、経済対策として実施した食料品券の配布などを実施したことによることから、全国的な社会的構造によるところがあると分析しております。

持続可能な財政構造への転換には、費用に対して効果の低い事業のスクラップのほか、施設運営の民営化など民間活力の活用や、業務プロセスの最適化により人件費の抑制に努めるとともに、町債についても将来的に過度な負担にならないよう、その借入れを判断し、公債費の抑

制に努めたいと考えています。

4 点目、収入未済額の増加と収納率向上策についてお答えいたします。

一般会計の自主財源のうち、町税のウエートが約70%を占めますので、町税について回答させていただきます。

町税の収納率向上に向けては、クレジット納付やスマートフォンアプリ納付など、納付方法の多様化を進め、納めやすい環境整備に努めております。

あわせて、督促等へ反応がない滞納者に対しては、差押えなどの滞納処分を実施しており、悪質な滞納者に対しては、仙南地域広域行政事務組合滞納整理課及び宮城県地方税滞納整理機構に収納を移管し、滞納整理業務の強化を図っています。

収納率向上に向けた実施体制としては、町税等の確保と収納の実績を上げることを目的に、柴田町町税等収納特別対策本部を設置し、収納状況の確認や収納対策の協議を行っています。

令和7年度からは新たな取組として、徴収を携わる職員のスキルアップを図るための勉強会を開催し、課を越えて職員が集まる機会を設け、滞納整理手法の理解促進や担当者間の情報共有を図っています。

最後に、目標値につきましては、前年度実績を上回る水準の達成を目指しております。

5 点目、町債残高の高止まりと将来負担の見通しについてお答えいたします。

町債発行の妥当性に関してですが、議会の議決を経たものについて、地方財政法に基づき、地方債同意等基準に合致するものとして発行しております。

また、多額に上る建設事業の財源として町債を発行することにより、必要な建設資金を調達するとともに、財政負担を後年度に平準化し、施設を利用する後年度の世代と現世代の間で公平に負担を分かち合う観点からも、妥当性は担保されています。

しかしながら、将来負担の見通しとしては、令和11年度までは新図書館整備などの大型プロジェクトを実施することにより、公債費負担が15億円台で推移する見込みとなっております。

事業規模の適正化を図るということについては、これまでも総合体育館や新図書館など大型事業においては、身の丈に合った規模で計画をしてまいりました。今後も人口減少などの社会動向を勘案し、将来負担の抑制に努めることが肝要であると考えております。

6 点目、基金の増減と財政戦略の整合性についてお答えいたします。

基金の増減につきましては、それぞれの基金の設置目的に従って、年度間における財源調整や基金の目的に合致する事業に活用または積み立てた結果でありますので、本町における事業執行上の財政戦略に整合しております。

また、基金の役割につきましては2点目でも答弁申し上げましたが、基金は条例の定めるところにより、特定の目的のために資金を積み立て、適正に活用しております。

なお、今までも役割を終えた基金につきましては廃止するなど整理をしてきておりますので、今後も引き続き適切に管理をしてまいります。

7点目、令和7年度決算を踏まえた財政認識と今後の行財政管理への反映についてお答えいたします。

本町の財政状況における最大の課題は、経常収支比率が示しますように、財政の硬直化が進む中で、いかに必要な施策に柔軟に対応できる財政構造へと転換していくかにあると認識しております。

今後の行財政運営に当たっては、先ほどの代表監査委員からの監査報告はもちろんのこと、本日設置されます決算審査特別委員会の審査を経た議会からの提言やご意見なども十分に踏まえながら、各事業における効果を適切に検証し、不断の見直しと改善を重ねてまいります。

さらに、人口減少や少子高齢化など本町を取り巻く社会情勢の変化や時代の要請に的確に対応しながら、めり張りのある財政運営に努め、将来にわたって持続可能で弾力性のある財政基盤の確立を目指してまいります。

以上でございます。

失礼しました。7点目、最後、「代表監査委員からの審査報告」と申し上げるところ、「監査報告」と申し上げたようでございます。正しくは「審査報告」でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 平間幸弘君、答弁漏れはありませんか。

○10番（平間幸弘君） ありません。

○議長（平間奈緒美君） これにて10番平間幸弘君の総括質疑を終結いたします。

これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会運営基準により、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第1号から認定第6号までの審査結果報告は、9月会議の開催期間の都合により9月16日午後4時まででいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、審査結果報告の提出期限は9月16日午後4時までと決しました。

9月会議は、本日ただいまから9月16日まで決算審査特別委員会等のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、9月会議はただいまから決算審査特別委員会等のため休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月17日午前9時30分再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時12分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月8日

議 長 平 間 奈緒美

署名議員 1 0 番 平 間 幸 弘

署名議員 1 1 番 桜 場 政 行